

奈良佐保短期大学における公的研究費の不正行為に関する取扱規則

制 定：平成27年4月1日

最近改正：令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正行為又は不正行為の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「公的研究費」とは、補助金、委託費等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。

2 この規則において「研究者等」とは、本学の教職員その他の本学の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

3 この規則において「不正行為」とは、原則として次の行為をいう。また不正行為のうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん又は盗用を「特定不正行為」という。

一 捏造：データ又は実験結果等を偽造する行為

二 改ざん：研究資料、装置又は方法を意図的に操作し、又はデータ若しくは研究成果を変え研究内容を正しく表現しない行為

三 盗用：他人の研究内容、手法又は結果等を適切な手続きを経ず流用する行為

四 不適切なオーサiership：論文等の著作者が適正に公表されない行為

五 二重投稿：既に投稿された論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為

六 人権等の侵害：研究活動に関わる者の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為

七 その他：研究経費の不適切な請求・執行行為若しくは、社会通念上、不適切と判断される行為

(不正に関する通報・告発)

第3条 本学における公的研究費管理等規程第19条第2項の規定により通報・告発窓口（以下「通報・告発窓口」という。）は、総務部に置く。

2 不正行為があると思料する者は、前項に規定する通報・告発窓口に通報・告発及び情報提供（以下「通報」、「告発」という。）するものとする。

3 総務部が自らの職務において不正行為を知り得たときは、前項と同様に取り扱うものとする。

4 通報・告発窓口は、原則として通報・告発した者（以下「通報者・告発者」という。）の氏名、所属及び住所等並びに研究者等の不正行為の態様及び内容が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、通報者・告発者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者・告発者に対しての本規則に規定する通知及び報告は通報・告発窓口を

通じて行うものとする。

- 5 通報・告発窓口は、匿名による通報・告発があったときは、研究者等の不正行為の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者・告発者に対しての本規則に規定する通知及び報告は行わないものとする。

(通報者・告発者・被告発者の保護)

第4条 悪意に基づく通報・告発を防止するため、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、通報者・告発者等の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行う場合がある。

- 2 悪意に基づく通報・告発であることが判明しない限り、単に通報・告発を行ったことを理由に通報者・告発者に対し、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。
- 3 相当な理由なしに、単に通報・告発をされたことによって、被告発者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(報告等)

第5条 通報・告発窓口不正行為に関する通報・告発があったときは、窓口担当者は速やかにその旨を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めたときは、関連する部署等の長又は部署等の長に代わる者（以下「部署等の長」という。）に予備調査を行わせることができるものとする。
- 3 関連する部署等の長は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報・告発の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、通報・告発の受付から30日以内に通報・告発の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関等及び関係省庁（以下「関係機関」という。）に報告するものとする。
- 5 報道機関、会計検査院その他の外部機関から指摘を受けた場合の取扱いについては、前各項の規定によるものとする。
- 6 最高管理責任者は、前2項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者・告発者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者・告発者に通知するものとする。

(調査委員会)

第6条 学長は、前条第6項において調査の実施を決定したときは、公的研究費の不正行為に係る調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 副学長

二 総務部長

三 学外の弁護士又は公認会計士等 若干名

四 その他学長が必要と認めた者 若干名

- 3 全委員は通報者・告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。また公正かつ透明性を確保する為、前項第三号の委員は構成員の半数以上とする。
- 4 委員会に委員長を置き、第2項第一号の委員をもって充てる。
- 5 第2項第二号から第四号までの委員は、委員長が委嘱する。

(守秘義務)

第7条 委員会の構成員その他本規則に基づき不正行為の調査に関与した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

- 2 学長、副学長又はその他の関係者は、通報者・告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者・告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(調査の実施)

第8条 委員会は、不正行為の有無、不正行為の内容、関与した者及びその関与の程度、不正行為の相当額等（以下「不正行為の有無等」という。）について調査するものとする。

- 2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について関係機関に報告し、又は協議しなければならない。
- 3 委員会は、調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 4 委員会は、関連する部署等の長に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
- 5 委員会は、必要に応じて、対象研究者等に対し調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずることができる。
- 6 通報者・告発者は、通報・告発に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。
- 7 通報・告発によりその対応に当たるすべての者は、通報者・告発者、対象研究者等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。
- 8 委員会は、調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 9 委員会は、調査実施決定後、概ね30日以内に調査を開始するものとする。
- 10 委員会は、調査開始後、概ね150日以内に調査結果を取りまとめ、直ちに委員長へ報告する。

(調査への協力等)

第9条 対象研究者等は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。

- 2 退職後においても前項と同様に扱うものとする。

(意見聴取)

第10条 委員会は、不正行為の有無等の認定を行うに当たっては、あらかじめ対象研究者等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

2 対象研究者等は、前項の調査内容の通知日から原則として14日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、意見の提出期間を延長できるものとする。

3 前項の場合において、対象研究者等から意見の提出があったとき又は意見がない旨の申し出があったときは、委員会は、意見の提出期間を経過する前であっても次条に規定する認定を行うことができる。

(認定)

第11条 委員会は、調査の結果に基づき、不正行為の有無等について認定を行い、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、対象研究者等に対し、調査結果を通知するものとする。

(不服申立て)

第12条 対象研究者等は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に学長に不服申立てを行うことができるものとする。

2 学長は、前項の不服申立てがあったときは、学長の判断により委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、不服申立ての趣旨が委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、学長の判断により委員会の委員を変更することができるものとする。

3 前項の再調査の指示があったときは、委員会は速やかに再調査を行い、その結果を学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する決定を行い、その結果を不服申立てした者及び委員会に通知するものとする。

5 学長は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて不服申立てをした者及び委員会に通知するものとする。

6 不服申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度不服申立てをすることはできない。

7 不服申立てに係る再調査の期間は30日以内を目安とする。

(再調査)

第13条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 不正行為の認定に係る被告発者からの不服申立てについて、調査委員会が再調査を開始した場合は、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長宛てに報告する。学長は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知することとする。

3 不服申立てがあった場合、不服申立てがあったこと、不服申立ての却下、再調査開始の決定、再調査の結果について、その事案に係る関係機関に報告することとする。

(調査結果の報告)

第14条 委員会の委員長は、第10条による調査結果の通知後、対象研究者等から不服申立てがなく、その内容が確定したとき、又は第12条第2項による不服申立てに対し、同条第4項若しくは第5項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに学長に提出しなければならない。

(措置)

第15条 学長は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者・告発者、対象研究者等、関連する部署等の長に通知するとともに、関係機関に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、不正行為の発生要因、不正行為に関与した者が関わる調査対象制度以外の公的研究費の管理監査体制の状況、再発防止策、関係者の処分方針等必要事項を加えて報告書を提出しなければならない。

2 学長は、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を関係機関に提出しなければならない。

3 学長は、調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、関係機関へ報告しなければならない。

4 前3項のほか、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。

5 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、関係機関からの当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。

6 学長は、前各項による報告又は調査等の結果、当該関係機関から不正行為に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、対象研究者等に当該額を返還させるものとする。

7 不正行為の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

8 学長は、前条による報告に基づき、不正行為が認められなかったときは、必要に応じて通報者・告発者及び対象研究者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(研究費の使用中止)

第16条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第17条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
- 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第18条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、調査に際してなされた研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

(調査結果の公表)

第19条 学長は、前条の規定による措置のほか、不正行為があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、不正行為等に関与した者の所属及び氏名、不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法・手順等、その他必要と認める事項を含むものとする。

- 2 学長は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

(処分)

第20条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則その他の関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

- 2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対してその処分の内容等を通知する。

(その他)

第21条 他の調査機関において告発された事案に係る研究活動が本学において行われていた場合、その調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等の保全を行うものとする。

(委員会の事務)

第22条 委員会に関する事務は、総務部で行う。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、研究倫理委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。